

# リンクスの 事業再生現場 レポート 第64回

## 【民法改正】

法務省が今国会に提出する債権関係分野の民法改正案が固まりました。債権分野の民法の改正は明治29年の制定以来初めてであり、なんと、120年を経ての改正です。

その中でも私共が注目していたのは、保証人制度です。今回の民法改正において、当初「第三者保証の原則禁止」という方向で議論が進んでいたからです。しかしながら、結果は「一部制限」という結果に落ち着きそうです。

一部制限とは、①公正証書で保証人となる者が保証する意思を示せば第三者保証可 ②債務者法人の取締役、株主、経営者の配偶者は制限の対象外ということです。

金融行政は、金融機関に対し、第三者保証を求めるようにするよう監督指針を改正し、経営者保証についても検討を始めていたところですが、この流れも今回の民法改正でトーンダウンしそうです。

中小企業にとって、金融機関から融資を受ける際に代表者が保証することは常識であり、業績が悪くなると、経営者以外の第三者に連帯保証をお願いして資金調達することが当然のごとく行われてきました。しかし、客観的に考えると、貸す側に一方的に有利な制度といえます。一般的の商取引に置き換えて考えれば、違和感を覚えます。経営者は有限責任のはずですが、連帯保証をした途端に無限責任を受けたようなものです。

万一業績悪化しても、連帯保証人がネックとなり、整理すべき会社を整理できないで悩んだ



(株) リンクス

宇都宮市西一の沢町8-22 栃木県林業会館5F

TEL : 028-634-5088

Mail : info@rincs.biz

URL : http://www.rincs.biz/

り、第三者保証人に顔向けできずに最悪の結果を選んだりと、中小企業にとって保証人制度は百害あって一利なしです。担保であれば、金に代えて返済すれば開放されます。保証人とは、本人の資産ばかりでなく、これから稼ぎまでもが回収の対象となるのです。おまけに保証債務は相続されるのです。破産するか、相続人に相続放棄させるか以外に終わりは無いのです。

マクロ的に見ても、保証人制度は経済の活性化の阻害要因になっているのではないでしょうか。スクランプが進まないばかりか、起業のネックにもなっているはずです。容易に保証人なしで調達することができれば、起業へのハードルはかなり低くなることでしょう。金融機関は、人を見て、事業計画を吟味し、不足した分は担保を取ればいいのです。プロとして判断し、合点がいかなければ断ればいいのです。保証人を当てにして貸しても、お互い不幸になるだけですから。

一方、金融機関の側から見ても、困ったことがあります。保証人制度により不良債権の処理が進まないので、融資先が倒産した場合、金融機関は担保により回収すると同時に、保証人の資産を調査し、そこからも回収を図ります。個人破産した場合には裁判所が手続きをしてくれますが、破産しないと、金融機関はいつまでも管理を続けなければなりません。ましてや、第三者保証人にまで破産を求めることもできず、帳簿上の処理も進まないので、今回の民法改正のトーンダウンが残念です。



### 〈著者プロフィール〉

代表取締役社長 佐藤 正人

昭和37年生まれ、大田原高校、新潟大学卒。

昭和60年足利銀行へ入行後、営業店、審査部門を経て平成16年退社。

在職中の事業再生の経験を活かし、平成18年栃木県で初めての事業再生専門のコンサルティング会社である(株)リンクスを設立し代表者に就任。以来地元中小企業の多くの事業再生を行っている。